第十七条第一項中「及び調査官それぞれ」を「二人及び調査官」に改める。

第二十一条の見出し及び同条第一項中「及び係争処理専門官」を「、係争処理専門官及び大都市制度専門官」に改め、同条に次の一項を加える。

8　大都市制度専門官は、命を受けて、大都市制度に関する企画、立案、当該制度の運営に関する助言その他専門的事項に関する事務を行う。

第六十条の見出し及び同条第一項中「企画官」を「電気通信利用者情報政策室並びに企画官」に改め、同条第三項を同条第五項とし、同条第二項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2　電気通信利用者情報政策室は、消費者行政課の所掌事務のうち、電気通信役務の利用者に関する情報の適正な取扱いに係るものに関する事務をつかさどる。

3　電気通信利用者情報政策室に、室長を置く。

第七十二条の見出し中「及び調査官」を「並びに調査官及び環境整備企画官」に改め、同条第一項中「及び調査官」を「並びに調査官及び環境整備企画官それぞれ」に改め、同条に次の一項を加える。

5　環境整備企画官は、命を受けて、統計調査の環境の整備に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務を行う。

附則第二十二条を次のように改める。

**第二十二条**　削除

附則第二十四条を削る。

別表第一中「岡山行政評価事務所」及び「熊本行政評価事務所」を削る。

**附　則**

この省令は、公布の日から施行する。

**○総務省令第五十五号**

平成二十五年分として交付すべき政党交付金の交付時期の特例に関する政令（平成二十五年政令第百五十六号）の施行に伴い、及び政党助成法（平成六年法律第五号）の規定に基づき、政党助成法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年五月十六日

総務大臣　新藤　義孝

政党助成法施行規則の一部を改正する省令

政党助成法施行規則（平成六年自治省令第四十五号）の一部を次のように改正する。

附則第八項を次のように改める。

8　平成二十五年分として交付すべき政党交付金（法第二十七条第一項に規定する特定交付金を含む。）に限り、第六条第一項第一号中「四月に」とあるのは「五月に」と、「四月二十日」とあるのは「五月二十四日」と、第七条第一項中「前十日」とあるのは「前十日（五月に交付する分にあっては、前三日）」と、別記第四号様式中「4月分」とあるのは「5月分」と、別記第六号様式中「4月」とあるのは「5月　日」と、別記第二十一号様式及び別記第二十三号様式中「4月」とあるのは「5月」とする。この場合においては、第六条第一項ただし書及び第七条第一項ただし書の規定は、適用しない。

**附　則**

この省令は、公布の日から施行する。

**○法務省令第四号**

法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）及び法務省組織令（平成十二年政令第二百四十八号）を実施するため、法務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年五月十六日

法務大臣　谷垣　禎一

法務省組織規則の一部を改正する省令

法務省組織規則（平成十三年法務省令第一号）の一部を次のように改正する。

第五条を次のように改める。

（訟務調査室）

**第五条**　訟務企画課に、訟務調査室を置く。

2　訟務調査室は、国の利害に関係のある争訟に関する基本的な事項に係る調査、企画及び立案に関する事務をつかさどる。

3　訟務調査室に、室長を置く。

第二十七条中「平成十三年法務省令第九号」を「平成二十五年法務省令第八号」に改める。

**附　則**

この省令は、公布の日から施行する。

**○法務省令第五号**

法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）第十八条第四項、第十九条第二項及び第二十条第二項並びに法務省組織令（平成十二年政令第二百四十八号）第六十九条第三項の規定に基づき、法務局及び地方法務局組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年五月十六日

法務大臣　谷垣　禎一

法務局及び地方法務局組織規則の一部を改正する省令

法務局及び地方法務局組織規則（平成十三年法務省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第十四条第二項中「東京法務局、名古屋法務局、大阪法務局、広島法務局、福岡法務局及び仙台法務局」を「仙台法務局、東京法務局、名古屋法務局、大阪法務局、広島法務局及び福岡法務局」に改める。

第二十三条の二第二項中「名古屋法務局、広島法務局、福岡法務局及び仙台法務局」を「仙台法務局、名古屋法務局、広島法務局及び福岡法務局」に改める。

第三十四条第三項中「及び鹿児島地方法務局」を「、鹿児島地方法務局及び那覇地方法務局」に、「横浜地方法務局、静岡地方法務局」を「横浜地方法務局、新潟地方法務局、静岡地方法務局、岐阜地方法務局」に改める。

第四十二条第二項中「及び鹿児島地方法務局」を「、鹿児島地方法務局及び那覇地方法務局」に改める。

第四十二条の二中「横浜地方法務局」の下に「、新潟地方法務局」を、「静岡地方法務局」の下に「、岐阜地方法務局」を加える。

第五十二条第一項中「四百七人」を「四百十八人」に改める。

別表第二中

| | |
|---|---|
| 大阪法務局 | 富田林支局 |

を

| | |
|---|---|
| 大阪法務局 | 富田林支局 |
| 京都地方法務局 | 宇治支局 |

に改める。

**附　則**

この省令は、公布の日から施行する。

**○法務省令第六号**

法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）第九条第三項の規定に基づき、刑務所、少年刑務所及び拘置所組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年五月十六日

法務大臣　谷垣　禎一

刑務所、少年刑務所及び拘置所組織規則の一部を改正する省令

刑務所、少年刑務所及び拘置所組織規則（平成十三年法務省令第三号）の一部を次のように改正する。

第二十二条の表刑務所等の名称の欄中「八王子医療刑務所」を「八王子医療刑務所　大阪医療刑務所」に改め、同表大阪医療刑務所の項を削る。

| |
|---|
| 松戸拘置支所<br>拘置支所<br>相模原拘置支所<br>沼津拘置支所<br>丸岡拘置支所<br>の崎拘置支所<br>内拘置支所<br>小田原拘置支所<br>久呉拘置支所<br>浜松拘置支所<br>留米拘置支所<br>岐阜拘置支所<br>鹿児島拘置支所<br>堺拘置支所<br>那覇拘置支所 |

を

| |
|---|
| 水戸拘置支所<br>留米拘置支所<br>浜松拘置支所<br>岐阜拘置支所<br>堺拘置支所<br>下関拘置支所<br>小田原拘置支所<br>沼津拘置支所<br>丸岡拘置支所<br>の崎拘置支所<br>内拘置支所<br>久呉拘置支所<br>鹿児島拘置支所<br>那覇拘置支所 |

に改める。

第二十九条の表中